



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料 遺産分割協議のやり直し

相続税法上、遺産分割協議のやり直しをした場合は、錯誤無効の事由が認められない限り、新たに取得した財産について贈与税が課税されます。今回は、民法改正前、祖父と養子縁組をした請求人が、養親子関係のない祖父の後妻の相続人らから、錯誤無効を理由に行った遺産の再分割協議により取得した財産に対し、贈与税が課税された事例をご紹介します。（平成17年12月15日裁決・棄却・TAINSコード J70-4-17）

<http://www.kfs.go.jp/service/JP/70/17/index.htm>

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

審査請求人は、昭和21年6月17日、祖父Gと養子縁組をしました。その後、祖父Gは、昭和23年4月7日、後妻Hと結婚しました。祖父Gは、昭和46年に死亡し、その法定相続人は、後妻H・養子である請求人・祖父の子であり請求人の母であるJの3人で、法定相続分は各人3分の1でした。なお、相続人らは相続税の申告を行い、納付すべき相続税額について10年間の延納の許可を受けています。

遺産分割は、相続人ら各々法定相続分で相続する旨の内容で5回に分けて行われ、後妻Hは、その死亡当時、第1次分割（昭和46年9月1日）により取得した居住用建物及び敷地（240.39㎡）及び第5次分割（平成2年11月22日）で取得した土地12筆・建物4棟にかかる2分の1の共有持分を所有していました。

平成14年2月28日、請求人、J（昭和62年死亡）及び後妻H（平成13年死亡）の相続人らは、後妻Hに対する遺産分割の結果を全員の合意で取り消し、上記の後妻Hに所有権移転登記された土地建物について、錯誤を登記原因として全部抹消した上、請求人に相続させる旨の再遺産分割協議を行いました。

原処分庁は、当初の遺産分割協議に「要素の錯誤」があったとは認められないから、当初の遺産分割協議の錯誤無効を理由に行った再度の遺産分割協議により請求人が財産を取得したことは、後妻Hの相続人らから請求人に対する贈与に当たるとして、平成14年分の贈与税の決定処分を行いました。

<審判所の判断>

審判所では、次のとおり、贈与税の決定処分は適法であると判断し、請求人の主張を棄却しました。

- ① 祖父Gの相続財産について、遺産分割が成立し、これに基づき相続財産の分配がされた後、遺産分割をやり直し、請求人が、錯誤登記により、後妻Hの所有権等の移転を受けたことは、遺産分割に無効又は取り消し得べき原因等がなければ、贈与ということになる。
- ② 請求人は、養親である祖父Gの後妻Hとの養親子関係がないことを知らないで行った遺産分割は、法律行為の要素の錯誤があり、養親子関係がないことを知っていたら、後妻Hに祖父Gの遺産を相続させる遺産分割を行うはずがなかったとして、遺産分割協議が錯誤により無効である旨主張する。
- ③ しかし、請求人と後妻Hとの間に養親子関係があったとしても、請求人が本件土地建物を後妻Hからの相続により取得することになるとは限らず、また、請求人が後妻Hとの間に養親子関係がないことを知っていたとしても、請求人が主張するような遺産分割協議が成立するという必然性も認められない。
- ④ 請求人の主張する「錯誤」は、遺産分割協議の動機に関するものであり、この動機が遺産分割協議の際に表示されていたとしても、遺産分割の内容と異なる内容の遺産分割協議がされたともいえないから、民法第95条に規定する法律行為の要素の錯誤ということはできず、結局、請求人の勘違いにすぎない。
- ⑤ 遺産分割に要素の錯誤があったとは認めることはできないから、本件土地建物は、請求人が後妻Hの相続人らから贈与により取得したものと認めるのが相当である。

……（税法データベース編集室 依田孝子）

◇ 以上の裁決について詳細（全文・A4判8枚）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込）で頒布しますので下記宛ご一報ください。